

役員等退職金規定

第1条（適用範囲）

1. この規程は、常勤役員等の退職金について定めたものである。
2. この規程による退職金制度は、常勤役員、法人が特に指定した役職員に適用する。

第2条（退職金の算定方法）

1. 退職金は東京社会福祉協議会従事者共済会（以下「共済会」と略す。）の定めるところによる。

第3条（計算期間）

1. 計算の対象になる期間は、共済会加入期間とする。

第4条（特別功労金）

1. 在職中、特に功労があったと認められる役職員に対し、退職金に特別功労金を加算して支給することがある。支給額は、その都度その功労の程度を勘案して理事会で定める。

第5条（その他）

1. この規程に定めのないことは、共済会の定めるところによる。

第6条（改定）

1. この規程は法人の経営状況および社会情勢の変化等により必要と認めるときは、見直すことがある。

附 則

この規程は、平成25年1月14日から実施する。